

第10章 海外からの模倣品流入 に対する規制の強化

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 商標法における商標権の侵害

商標法上、商標権を有する者（商標権者）は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）について、登録「商標」を「使用」（商標法第2条第3項）する権利を専有しており（同法第25条）、権原なく指定商品等について登録「商標」を「使用」する行為には、商標権の侵害（直接侵害）が成立する。また、商標法は、指定商品等に登録商標と類似の商標を使用する行為及び指定商品等に類似する商品・役務に登録商標と同一・類似の商標を使用する行為（同法第37条第1号）、並びに商標権の直接侵害の予備的行為（同法第37条第2号以下）を侵害とみなす旨を規定している。この「使用」及び侵害とみなす行為の一類型として「輸入」があり、模倣品（権原なく登録商標と同一のマークを指定商品に付したのもの等）を「輸入」する行為には商標権の侵害が成立し得る。

もっとも、「商標」とは、標章（マーク）のうち、「業として」商品を譲渡等する者（以下「事業者」という。個人事業主を含む。）が商品・役務について「使用」するものをいうことから（同法第2条第1項第1号及び第2号）、事業者でない者（以下「個人」という。）が使用するマークは「商標」に該当せず、商標権の侵害は成立しない。

そのため、個人が、模倣品を個人的に使用する目的（以下「個人使用目的」という。）で輸入する行為は、「商標」の使用等に該当せず、商標権の侵害が成立しない。

② 意匠法における意匠権の侵害

意匠法上、意匠権を有する者（意匠権者）は「業として」登録意匠及びこれに類似する意匠（以下「登録意匠等」という。）を「実施」（意匠法第2条第2項）する権利を専有しており（同法第23条）、権原なく「業として」登録意匠等を実施する行為には、意匠権の侵害（直接侵害）が成立する。また、意匠法は、意匠権の直接侵害の予備的行為を侵害とみなす旨を規定している（同法第38条各号）。この「実施」及び侵害とみなす行為の一類型として「輸入」があり、権原なく登録意匠に係る物品を「輸入」する行為には意匠権の侵害が成立し得る。

個人による登録意匠等に係る物品を輸入する行為は「実施」等には該当するものの、個人使用目的の場合は、「業として」行うものに該当せず、意匠権の侵害が成立しない。

③ 知的財産権を侵害する物品と税関における取締り

税関において、知的財産権の侵害品の取締りを実効的に行うため、知的財産権を侵害する物品は、関税法に基づく没収等の対象とされている（関税法第69条の11第1項第9号及び第2項）。

もっとも、上記のとおり、従来制度では、個人使用目的で模倣品を輸入する行為には商標権及び意匠権の侵害が成立しないことから、こうした輸入に係る物品は、関税法に基づく没収等の対象とならない。

(2) 改正の必要性

① 商標法上の課題

模倣品の越境取引において、国内に事業者（輸入・販売業者）が介在する場合には、当該事業者による模倣品の「輸入」に商標権の侵害が成立し、税関で模倣品を没収等することが可能である⁹。

一方、近年、電子商取引の発展や国際貨物に係る配送料金の低下等により、国内の事業者が介在しない事例、すなわち海外の事業者が、国内の個人に

対し、少量の模倣品を郵便等で直接販売し、送付する事例が急増している。この場合において、国内の個人の行為については商標権の侵害は成立せず、また、現行法では海外の事業者の行為に商標権の侵害が成立するか否かは明らかでないことから¹⁰、税関において模倣品を没収等することができない。

実務上、税関における没収の前提として、税関長が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（以下、「認定手続」という。（関税法第69条の12））を執ることとされているが、当該手続において、輸入者が、「個人使用目的」を主張した場合、個人使用目的でないとは認められず商標権侵害物品として没収等することができない場合がある。近年、このような模倣品の個人使用目的の輸入が急増しており、模倣品の国内への流入増加に歯止めをかけることができていない。

② 意匠法上の課題

意匠法についても、令和2年に意匠権を侵害するとして没収等の対象とされた物品がいずれも個人への直接販売が想定される物品（イヤホン、美容用ローラー等）であり、今後、個人使用目的でこれらが輸入される例の増加が高度に予見されること、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や今後の電子商取引の発展、国際貨物に係る配送料金の低下等が進めば尚更増加が予想されることに鑑み、商標法と同様の改正を行うことが適切と考えられた。

9 令和2年、産業財産権を侵害する物品の輸入に係る税関での没収等の実績は、件数ベースで2万9922件（特許権116件、意匠権323件、商標権2万9483件）、点数ベースで51万5989点（特許権4万523点、意匠権5万8867点、商標権41万6599点）である。

10 「輸入」については、不使用取消審判に係る審決取消訴訟において、海外の事業者が、自己の登録商標を付した製品を日本国内の事業者に宛てて発送した事案において、当該海外の事業者による「輸入」に当たると解釈した裁判例（東京高判平成15年7月14日〈平成14年（行ケ）第346号〉）があるものの、国内の送付先が個人である場合や、侵害事件の場合に、同様の解釈が可能かどうかは明らかでない。

③ 欧米の規制状況

EUにおいては、2014年の欧州連合司法裁判所の司法判断（CJEU, C-98/13 Blomqvist/ Rolex [6 Feb. 2014]）がなされて以降、EU域外の事業者がEU域内の者に宛てて送付した模倣品について、当該事業者の行為に商標権侵害が成立するものと解釈し、税関差止めの対象とされている。

米国においては、模倣品の輸入は、米国商標法上、関税法で定める場合（携帯品であって、関税法施行規則で定める数量等の制限の範囲内）を除き禁止されており、こうした規制に反して輸入される模倣品は、商標権侵害を構成するものとして税関差止めの対象とされている。

2. 改正の概要

外国にある者が、郵送等により、商品等を国内に持ち込む行為を商標法及び意匠法における「輸入」行為に含むものと規定することにより、当該行為が事業者により権原なく行われた場合に規制対象となることを明確化することとした。

3. 改正条文の解説

◆商標法第2条第7項

(定義等)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

◆意匠法第2条第2項

(定義等)

第二条 (略)

2 (略)

- 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入 （外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。） 又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二・三 (略)

3 (略)

(1) 基本的内容

商標法第2条第7項において、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を、商標法上の「輸入」行為（同法第2条第3項第2号等）に含まれるものとする解釈規定を新設し、また、意匠法第2条第2項第1号において、同様の行為を、意匠法上の「輸入」（同法第2条第2項第1号等）に含む旨を定義において追加した。

「他人をして持ち込ませる行為」とは、配送業者等の第三者の行為を利用して外国から日本国内に持ち込む行為（例えば、外国の事業者が、通販サイトで受注した商品を購入者に届けるため、郵送等により日本国内に持ち込む場合が該当する。）をいう。なお、第三者の行為を利用することなく、自ら携帯品として日本国内に持ち込む行為（ハンドキャリー）は、本改正前から「輸入」行為に該当すると解されており、事業性のある場合には商標権又は意匠権の侵害が成立し得る。

(2) 行為の対象範囲

本改正は、「外国にある者」を主体とする行為を定めるものであるが、その行為のうち日本国内に到達する時点以降を捉え、国内における行為として規定するものであり、日本の領域外における行為（外国における発送等）は規制対象に含まれない。そのため、日本の商標権等の効力をその領域外に及ぼすものではなく、属地主義に反するものではない。

(3) 「輸入」行為を含むその他の条文

商標法上の「輸入」行為を含むその他の条文（商標法第26条第3項、第37条、第67条及び第74条）についても同様の解釈となるよう、新設する同法第2条第7項において、「この法律において、」と規定した。また、意匠法上「輸入」を含むその他の条文（意匠法第2条第2項第1号、第38条、第44条の3及び第55条）についても、同じ趣旨から、同法第2条第2項第1号において、「以下同じ。」と規定した。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとした（改正法附則第1条第4号）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第4条第1項

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）

による改正後の意匠法第二条第二項、第三十八条、第四十四条の三

及び第五十五条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次条第一項において「第四号施行日」という。）以後にした行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、なお従前の例による。

2～6 （略）

◆改正法附則第5条第1項

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）

による改正後の商標法第二条第三項及び第七項、第二十六条第三項、第三十七条、第六十七条並びに第七十四条の規定は、第四号施行日以後にした行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、なお従前の例による。

2～11 （略）

本改正が、改正法の施行後にした行為から適用されることを確認的に規定したものである。これは、輸入に含まれるものとした行為が、民事上の差止めや損害賠償の請求の対象となること等を踏まえ、改正法施行後の行為から侵害行為等となることを明確にするためである。

